



「再活」×2

不動産を「再活」し、日本を「再活」する。



令和4年2月24日

各位

会社名 株式会社アルデプロ  
代表者名 代表取締役社長 椎塚裕一  
(コード番号 8925 東証二部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 荻坂昌次郎  
企画本部長  
(TEL 03-5367-2001)

## 株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、令和4年4月28日開催予定の臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合（以下「本株式併合」といいます。）および定款の一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合について

##### (1) 併合の目的

当社の発行済株式総数は令和4年1月31日時点で337,234,159株であり、この株式数は当社の事業規模および同業他社の状況からみて多い状態にあると考えております。

また、令和4年2月22日現在の当社の株価終値（46円）では、投資単位（1単元100株）当たりの金額は4,600円であり、東京証券取引所の有価証券上場規程における望ましいとされる投資単位5万円以上50万円未満の水準を大きく下回っている状況となっております。

当社といたしましては、1円当たりの株価変動率が相対的に大きい現在の株価水準が続いた場合、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響が大きいと認識しております。

このような状況を踏まえ、本株主総会において株主の皆様からのご承認を得ることを前提として、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準とすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準に近づくことを期待したいと考えております。

なお、全国証券取引所では、全ての国内上場会社株式の売買単位が100株に統一されていることから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものといたします。

##### (2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類	普通株式
② 併合の割合	令和4年5月31日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数10株につき1株の割合で併合いたします。
③ 効力発生日	令和4年6月1日

(3) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（令和4年1月31日現在）	337,234,159株
株式併合により減少する株式数	303,510,744株
株式併合後の発行済株式総数	33,723,415株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(4) 株式併合の効力発生日後の発行可能株式総数

効力発生日前の発行可能株式総数（令和4年1月31日現在）	857,484,027株
効力発生日における発行可能株式総数	85,748,402株

(5) 株式併合により減少する株主数

令和4年1月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	※1 29,514名 (100.00%)	317,605,217株 (100.00%)
10株未満所有株主	※2 758名 (2.57%)	1,442株 (0.00%)
10株以上100株未満所有株主	6,975名 (23.63%)	212,446株 (0.07%)
100株以上1,000株未満所有株主	※3 10,942名 (37.07%)	3,120,922株 (0.98%)
1,000株以上所有株主	10,839名 (36.72%)	314,270,407株 (98.95%)

※1 自己株式19,628,942株、1名は控除しております。

※2 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式をご所有の株主様758名は株主の地位を失うこととなります。

※3 保有株式100株以上1,000株未満の株主様10,942名は単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条および本株主総会においてご承認を得ることを条件に新たに新設する定款の規定に基づき、株主様をご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請

求することができるものといたします。また、会社法第 192 条の規定に基づき、その単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することができますので、当社株式についてお取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(6) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

(7) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 上記 1. の株式併合に係る議案が本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合に伴い、会社法第 182 条第 2 項により発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 株主の皆さまの株式売買における利便性を高めるため、会社法第 194 条に規定する単元未満株式の買増制度を導入いたしたく、単元未満株式についての権利の規定である第 6 条の 3 を変更、および単元未満株式の買増しの規定を第 6 条の 4 として新設するものであります。
- ③ 上記①の変更は、令和 4 年 6 月 1 日をもって、その効力を生じるものとする旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は令和 4 年 6 月 1 日経過後、これを削除いたします。

※ 上記②および③の変更は、上記 1. の株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本株主総会における承認時にその効力が生じるものとします。

(2) 変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>857,484,027</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>85,748,402</u> 株とする。
(単元未満株式についての権利) 第 6 条の 3 (条文省略) (新設)	(単元未満株式についての権利) 第 6 条の 3 (現行どおり) <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="837 331 1145 365"><u>(单元未満株式の買増)</u></p> <p data-bbox="837 376 1358 797"><u>第6条の4 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u></p> <p data-bbox="938 808 1358 987"><u>2 前項に定める買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>
(新設)	<p data-bbox="837 1048 898 1081"><u>附則</u></p> <p data-bbox="837 1093 1358 1323"><u>第2条 第6条の変更は、令和4年6月1日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は令和4年6月1日経過後、これを削除する。</u></p>

### 3. 日程

- |                       |           |
|-----------------------|-----------|
| ① 取締役会決議              | 令和4年2月24日 |
| ② 本株主総会決議日            | 令和4年4月28日 |
| ③ 定款変更の効力発生日 (第6条を除く) | 令和4年4月28日 |
| ④ 株式併合の効力発生日          | 令和4年6月1日  |
| ⑤ 定款変更の効力発生日 (第6条)    | 令和4年6月1日  |

以上

【ご参考】 株式併合に関するQ&A

Q 1 : 株式併合とはどのようなことですか？

A 1 : 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社は、10株を1株に併合いたします。

Q 2 : 株式併合の目的は何ですか？

A 2 : 当社の発行済株式総数は、令和4年1月31日現在で337,234,159株となっております。

この株式数は当社の事業規模からみて多い状態にあると考えており、現状の株価水準も、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる投資単位の水準である5万円以上50万円未満の範囲を大きく下回っております。また、1円当たりの株価変動率も相対的に大きく、投機的対象として大きな株価の変動を招きやすい状態となっており、一般投資家の皆様への影響は小さくないと認識しております。

このような状況を踏まえ、今般、本株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを前提に、10株を1株に併合する株式併合を実施することといたしました。

今回の株式併合により、発行済株式総数を当社の規模に見合った水準とすることで、現状の株価水準から望ましいとされる投資単位の水準となることを期待したいと考えております。

Q 3 : 株主の所有株式数や議決権数はどのようになりますか？

A 3 : 株主様の株式併合後のご所有株式数は、令和4年5月31日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、株式併合の効力発生前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後			
	ご所有株式数	議決権個数	ご所有株式数	議決権個数	単元未満株式	端数株式
例1	10,000株	100個	1,000株	10個	なし	なし
例2	6,140株	61個	614株	6個	14株	なし
例3	3,841株	38個	384株	3個	84株	0.1株
例4	1,000株	10個	100株	1個	なし	なし
例5	774株	7個	77株	なし	77株	0.4株
例6	20株	なし	2株	なし	2株	なし
例7	9株	なし	なし	なし	なし	0.9株

○例1、4に該当する株主の皆様には、特段のお手続きはございません。

- 例3、5、7に発生する端数株式につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、それらの代金を端数が生じた株主の皆さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、令和4年7月下旬頃にお送りすることを予定しております。
- 例5に該当する株主の皆さま（効力発生前のご所有株式が100株以上1,000株未満の株主の皆さま）は株式併合により新たに単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。
- 例7に該当する株主の皆さま（効力発生前のご所有株式が10株未満の株主の皆さま）は株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、当社株主としての地位を失うこととなります。
- なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度または本株主総会后採用予定の「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、併合の結果、1株に満たない端数株式（例3、5、7）または100株（1単元）に満たない単元未満株式（例2、3、5、6）が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、当社では、株式併合の効力発生までに同制度をご利用される株主の皆さまの利便性を高めるため、「単元未満株式の買取り」制度および「単元未満株式の買増し」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただくことを予定しております。

Q4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか？

A4. 株式併合の前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、株主の皆さまご所有の当社株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の当社株式数は10分の1となりますが、1株当たりの資産価値は10倍となります。また、理論上の1株当たりの株価は、併合前の10倍となります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか？

A5. 株式併合により株主の皆さまのご所有株式は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、株式併合後の株式数を基に1株当たりの配当金を設定させていただき予定です。株式併合を理由に受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた1株に満たない端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q6. 端数株式が生じないようにする方法はありますか？

A 6. 株式併合の効力発生（令和4年6月1日）前に、「単元未満株式の買取り」制度や本株主総会後採用予定の「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。なお、当社では、株式併合の効力発生までに同制度をご利用される株主の皆さまの利便性を高めるため、「単元未満株式の買取り」制度および「単元未満株式の買増し」制度のご利用に伴う当社に支払う手数料を無料とさせていただきます。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しはできますか？

A 7. 株式併合後においても、「単元未満株式の買取り」制度や「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、当社株式についてお取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 投資単位（最低投資金額）はどうなりますか？

A 8. 令和4年2月22日現在の東京証券取引所における終値46円を例にあげると、株式併合前における投資単位は、次のとおりです。

併合前 46円/株 × 100株 = 4,600円

この株価を前提にすると、株式併合後の投資単位は、理論上、次のとおりとなります。

併合後 460円/株 × 100株 = 46,000円

※株価は、株式併合に伴い、理論上は10倍となり、投資単位は、東京証券取引所の有価証券上場規程において望ましいとされる水準（5万円以上50万円未満）に近づくこととなります。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか？

A 9. 具体的なスケジュールは次のとおり予定しております。

令和4年2月24日 取締役会決議

令和4年4月28日（予定） 本株主総会決議日

令和4年4月28日（予定） 定款変更（第6条を除く）の効力発生日

令和4年6月1日（予定） 株式併合および定款変更（第6条）の効力発生日

令和4年6月下旬（予定） 株主様宛株式併合割当通知の発送

令和4年7月下旬（予定） 端数株式処分代金お支払い

Q10. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか？

A10. 特段のお手続きの必要はございません。なお、「単元未満株式の買取り」制度または本株主総会後採用予定の「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただく場合の具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

※お問合せ先※

株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社又は下記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

株式名簿管理人：株式会社アイ・アール ジャパン

同連絡先：〒100-6026 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

電話：0120-975-960（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

特別口座で管理している株式についてのお手続きは下記までお問合せください

特別口座管理機関：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

同連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

電話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）

特別口座とは、株券電子化（2009年1月5日実施）の前に証券会社を通じて「証券保管振替機構（ほふり）」に株券を預託されなかった株主さまの権利を保護するために、開設された口座のことです。

株券電子化前に、株券を発行せず登録株式として管理していた株式も特別口座で管理しています。

以上